

# 一般社団法人中部日本ボールルームダンス連盟定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人中部日本ボールルームダンス連盟と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県大垣市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

### (目的)

第3条 この法人は、わが国におけるボールルームダンス及びボールルームダンス技術の発展と普及を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ボールルームダンスの普及及び指導
- (2) ボールルームダンスの競技会の実施
- (3) ボールルームダンスの競技規則の制定
- (4) ボールルームダンス競技に関する記録の認定及び管理ならびに表彰
- (5) ボールルームダンスに関する研修会及び講習会の開催
- (6) ボールルームダンスの審査員の認定及び研修
- (7) ボールルームダンスの競技選手の育成、指導
- (8) ボールルームダンスの指導者認定試験の実施
- (9) ボールルームダンスの公益法人団体への加盟及び協力、役員等の派遣
- (10) ボールルームダンス教室の健全な育成、指導及び助言
- (11) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### (事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる年1期とする。

### (組織)

第6条 この法人は、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の7県を管轄する区域とし、当該県の各ボールルームダンス連盟（以下「県連盟」という。）

は、この法人の協力団体となることができる。

- 2 この法人と各県連盟は、相互に独立性を有するとともに、この法人の目的を達成するため、互いに協調、協力関係を築くものとする。
- 3 第1項の協力団体に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める協力団体に関する規程による。

## 第2章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
  - (2) 準会員 この法人の事業を支援、協力するため入会した個人
  - (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
  - (4) 選手会員 この法人に選手登録をしている選手
- 2 前項の会員に関し必要な事項は、理事会及び社員総会において定める会員規程による。
  - 3 この法人の社員は、正会員の中から選出する30名以上35名以内の代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。
  - 4 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な選挙区分、選挙方法、選挙区分毎の定数等の細則については理事会及び社員総会において定める代議員選任規程による。ただし、選挙区分ごとの前項の割合が原則として同一となるようにしなければならない。
  - 5 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
  - 6 代議員は、当該選挙区の県連盟理事を兼ねることはできない。
  - 7 第4項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。
  - 8 第4項の代議員選挙は、2年に1度、2月までに実施することとし、代議員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般社団・財団法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般社団・財団法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結する迄の間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、役員の選任及び解任（一般社団・財団法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般社団・財団法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。
  - 9 代議員が欠けた場合は、本条第4項、第5項及び第7項の規定に準じて、補欠の代議

員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了時までとする。

10 代議員は、無報酬とする。

11 代議員は、辞任又は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

12 正会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 一般社団・財団法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般社団・財団法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般社団・財団法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 一般社団・財団法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 一般社団・財団法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）
- (6) 一般社団・財団法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般社団・財団法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般社団・財団法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

13 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

#### (入会)

第8条 正会員又は準会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、会員規程に定める入会基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

#### (会費)

第9条 正会員は、会員規程に定める正会員会費を支払わなければならない。

2 準会員は、会員規程に定める準会員会費を納入しなければならない。

3 前2項の会費については、その全額をこの法人の活動に必要な経費に充てるものとする。

4 選手会員は、毎年12月末までに、理事会において別に定める選手登録料を納入して選手登録をしなければならない。

#### (会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総代議員の同意があったとき。

(退会及び休会)

第11条 正会員及び準会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 正会員は、理事会が別に定める休会届を提出し、理事会の承認を得て休会することができる。

(懲 戒)

第12条 会員が次の各号の一に該当したときは、本条第4項に定める理事会又は理事会及び社員総会の決議を経て、その会員を懲戒することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 懲戒は、次の各号に定める方法のうち、何れかの方法により行う。

- (1) 戒告
- (2) 定款その他の規定により会員に与えられた権利の停止
- (3) 除名

3 懲戒は、その事由に該当すると認められた会員に対し、決議の前に、理事会及び理事会に先立ち懲戒案件を審査する委員会において、十分な弁明の機会を与えなければならない。また、前項第3号に定める方法による場合は、当該会員に対し、社員総会の1週間前までに、当該総会において除名を審議すること、かつ、その決議の前に弁明する機会を与えることを通知しなければならない。

4 懲戒は、第2項第1号又は第2号に定める方法による場合は理事会の決議により、また第3号に定める方法による場合は理事会の決議を経たうえ、社員総会において総代議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

5 前項により懲戒が決議されたときは、会長は、当該会員に対し書面によりその内容及び理由を通知するものとする。

6 本条に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(代議員の解任)

第14条 代議員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、代議員を解任する場合は、総代議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 代議員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

### 第3章 社員総会

#### (構成)

第15条 社員総会は、代議員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

#### (权限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額又はその支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算
- (5) 入会の基準並びに会費等及び準会員会費の金額
- (6) 正会員の除名及び代議員の解任
- (7) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 公益法人団体への加盟及び退会
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第18条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

#### (種類及び開催)

第17条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する代議員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

4 前項第2号の請求をした代議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を

招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招 集)

第18条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての代議員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。  
ただし、社員総会に出席しない代議員が書面によって又は電磁的方法により、議決権を行使することができるとするとときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第19条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席代議員の中から選出する。

(定足数)

第20条 社員総会は、当該社員総会の目的である事項についての議決権を有する総代議員の議決権の過半数を有する者の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第21条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、当該決議事項についての議決権を有する総代議員の過半数が出席し、出席した代議員の当該事項についての議決権の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は代議員として決議に加わることはできない。
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第22条 社員総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の適用については、その代議員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は代議員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは

その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が代議員の全員に対し、総会に報告すべき事項について予め通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事2名は、前項の議事録に記名押印するものとする。

(社員総会運営規程)

第25条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規程による。

## 第4章 役員等

(種類及び定数)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、19名以内を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(選任等)

第27条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び執行理事は、理事会において選任する。

3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって第2項で選任された執行理事より、副会長3名以内を選任することができる。

5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務・権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 会長、副会長及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 5 会長、副会長及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。  
ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、その退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第26条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第31条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、役員を解任する場合は、当該決議事項についての議決権を有する総代議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第32条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬等及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱については、第45条に定める理事会運営規程によるものとする。

(名誉役員等)

第34条 この法人に名誉会長、顧問及び相談役等の名誉役員を置くことができる。

- 2 名誉役員は、理事会において任期を定めたうえで選任する。
- 3 名誉役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 名誉役員は、会長の諮詢に応え、会長に対し、意見を述べることができる。
- 5 名誉役員等の任期及び選任等に関し必要な事項は、理事会において定める名誉役員等に関する規程による。

## 第5章 理事会

(設置)

第35条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

#### (権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長の選任及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制をいう。) の整備

#### (種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
  - (3) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第29条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき、又は監事が招集したとき。

#### (招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもつ

て、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数を持って行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第45条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、計算書類及びこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

2 この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第48条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総代議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則)

第49条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第50条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において、当該決議事項についての議決権を有する総代議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

2 第52条第1項に規定する解散の事由の変更をしたとき、第53条に規定する残余財産の帰属に関する事項を変更したとき、又は存続期間の定めを設けたとき又はこれを変更したときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総代議員の4分の3以上の議決により解散することができる。

2 この法人が解散（合併による解散を除く）をしたときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散などにより清算するときには有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第5条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

## 第8章 公益法人団体への加盟等

(公益法人団体への加盟又は退会)

第54条 この法人と類似の事業を目的とする公益法人団体への加盟又は退会をしようとするときは、社員総会において、総代議員の3分の2以上の議決に基づいて行うものとする。

- 2 この法人と前項の公益法人団体は、相互に独立性を有するとともに、目的を達成するため互いに協調、協力関係を築くものとする。
- 3 この法人及び会員は、公益法人団体の定款及び諸規定を遵守し、事業に協力するものとする。

## 第9章 委員会

(委員会)

第55条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の種類、職務及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める委員会規程による。

## 第10章 事務局

(設置等)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、理事が兼務することができる。
- 4 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める事務局規程による。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 社員及び会員の名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (5) 事業報告書及び計算書類等
- (6) 監査報告書
- (7) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第58条第2項の定めによるものとする。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護基本規程による。

(公 告)

第60条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることが出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第12章 補 則

(委 任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第62条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法、その他の法令に従う。

## 附 則

1 この法人は、平成26年4月1日に設立された中部日本ボールルームダンス連盟が法人格を取得するものであり、この定款はこの法人の設立登記の日から施行する。

(平成30年4月2日設立登記)

2 この法人の設立時社員（代議員）は、平成28年2月にこの定款第7条と同じ方法で行った代議員選挙において選任された代議員とする。その任期は、第7条第7項の規定にかかわらず、平成30年6月に開催される定時社員総会の終結のときまでとする。

この法人の設立時社員の氏名、住所は次のとおりとする。（住所記載せず）

渡辺一彦 山口幸彦 國枝仁美 田口恵子 久保星一

新井由子 谷村文子

3 この法人の設立時理事の任期は、第30条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成30年6月に開催される定時社員総会の終結のときまでとする。

この法人の設立時理事は次のとおりとする。

小久保浩 秋田祈雄 山中憲一 吉川 廣 廣田眞千子 東山伊久雄

柘植良浩 岩本吉夫 林 利彦 関 武弥 斎藤千晶 真田敬子

谷川 隆 塚越英智 渡邊公靖 福浦英隆 石黒 誠

代表理事 小久保浩

4 この法人の設立時監事の任期は、この法人の設立の日から平成32年6月に開催される定時社員総会の終結のときまでとする。

この法人の設立時監事は次のとおりとする。

田川敦詞 岸野敏夫

5 公益法人組織への加盟については、前組織の中部日本ボールルームダンス連盟は、平成26年9月5日付けで公益財団法人日本ボールルームダンス連盟に加盟申請をし承認を得て、現在加盟中である。この法人は、第54条の規定にかかわらず、加盟団体として継続して所属するため、組織名変更届を提出し承認を得るものとする。